

バナー広告の募集について

公益財団法人 大分県産業創造機構

当機構のホームページに掲載するバナー広告を募集します。インターネットでの広報ツールとしてぜひご活用ください。

※広告内容についての留意点は次ページをご参照ください

1. 広告の位置及び募集枠数

- ・位置：大分県産業創造機構 ホームページ バナー広告欄
- ・枠数：8 枠程度

2. バナー規格

- ・サイズ 縦 166px・横 400px
- ・形式 jpg・png
- ・データ容量 100KB 以下

3. 掲載料（1 年間の申込みとなります）

	年間（税抜）
非会員	54,000円
一般会員	40,000円
特別会員	25,000円

4. 申込方法

下記のフォームまたは QR コードよりお申し込み可能です。

<https://forms.gle/XA5cw5dxWYqdsmcq6>



申込はこちら



こちらにバナーを掲載します。

【お問合せ先】

公益財団法人 大分県産業創造機構 総務企画課
〒870-0037

大分市東春日町 17-20 ソフトパークセンタービル
Tel 097-534-4702 Fax097-538-8407

<https://www.columbus.or.jp/>

【広告の内容についての留意点】

1. 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載することができません。広告の掲載中に各号のいずれかに該当するに至ったときも、また、同様とします。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 当該広告の内容について機構が推奨しているなど、県民の誤解を招くもの
又はそのおそれのあるもの
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 10 条第 2 項
に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業
界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (8) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はその
おそれのあるもの
- (10) 青少年の健全な育成に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 事実と異なる内容を含むもの
- (13) その他、掲載する広告として適当でないと機構が認めるもの

2. 次の各号のいずれかに該当する業種及び事業者の広告は、掲載することが
できません。広告の掲載中に次の各号のいずれかに該当するに至ったとき
も、また、同様とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 1
22 号）で規制される業種又は事業者
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法
律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法
第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係
を有する事業者
- (3) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (4) たばこに係る業種又は事業者
- (5) 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る業種又は事業者
- (6) 占い又は運勢判断に係る業種又は事業者
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中の事業者
- (9) 法律に定めのない医療類似行為に係る業種又は事業者
- (10) 法令、規則等に違反している業種又は事業者
- (11) 営業等について必要な届出を行わず、又は許認可等を受けていない事業者
- (12) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (13) その存在や活動実態が明確でない事業者
- (14) その他、広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

※ 広告内容を含め、その他の事項についても、「大分県広報紙広告掲載要綱」
に準じるものとする。